

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例（令和7年鹿屋市条例第14号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、高齢者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする鹿屋市高齢者福祉共通券（以下「共通券」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付枚数等)

第2条 条例第3条の規定による交付枚数は、1人当たり200円券を40枚とする。ただし、バス乗車ICカード（以下「ICバスカード」という。）の購入額又は積み増し額の助成を受ける者は、その差額分の共通券を交付する。

(サービス及び利用限度額等)

第3条 条例第4条の規定による共通券が利用できるサービス及び利用限度額等は、次に掲げるとおりとし、1回の利用額が200円以上のものに限るものとする。

(1) 公衆浴場・温泉での入浴料

ア 利用料が400円未満の場合 1日1回200円分（共通券1枚）まで

イ 利用料が400円以上の場合 1日1回400円分（共通券2枚）まで

(2) 健康増進施設の利用料 1日1回200円分（共通券1枚）まで

(3) はり・きゅう・あん摩マッサージによる施術料 1日1回600円分（共通券3枚）まで

(4) 一般乗用旅客自動車への乗車料（発着のいずれかが市内の乗車に限る。）
1回600円分（共通券3枚）まで

(5) 補聴器の購入費用 1回8,000円（共通券40枚）まで

2 前項各号に規定する共通券の有効期限は、交付申請日の属する年度（以下「事業年度」という。）の末日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、バス乗車賃の助成金の利用限度額等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成金の額は、ICバスカードを購入した額又はICバスカードに金額を積み増しした額を合計した額の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、その限度額は年間5,000円とする。ただし、ICバスカードのカード預かり保証金に要した額は、助成金の対象としない。

(2) 前号の助成金の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請等)

第4条 共通券の交付を受けようとする者は、高齢者福祉共通券交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、ICバスカードの助成金の交付を受けようとする者は、ICバスカード及びICバスカードの購入額又はICバスカードに積み増したことを証する書類を添えて、交付申請をしなければならない。

2 市長は、申請書の提出を受けたときは、条例第2条第1項第2号に規定する健康診断等の受診歴を確認し、適当と認める場合は、共通券（別記第2号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、バス乗車賃の助成金の交付は、指定の金融機関の口座へ振込むものとする。

4 既に共通券を交付された者が、バス乗車賃の助成に変更する場合は、当該バス乗車賃に相当する共通券を市に返還しなければならない。

(共通券の利用)

第5条 共通券を利用する者（以下「利用者」という。）は、条例第6条の規定により、市長が指定する事業者（以下「事業者」という。）に共通券を提出しなければならない。この場合において、サービスの利用額から共通券の額を差し引いた額を事業者に支払わなければならない。

2 事業者は、共通券を受理する際、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 共通券に記載の氏名と共通券の利用者に相違がないこと。

(2) 有効期限内の共通券であること。

(3) 共通券の利用が利用限度額内であること。

(事業者の指定)

第6条 条例第6条の規定による事業者の指定は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第3条の3に規定する免許を有し、市内で施術所を営業する者

(2) 鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第1項

に規定する一般公衆浴場で市内に設置されている施設又は事業者が設置する温泉浴場で市内に設置され、市長が適当と認めた施設

(3) 鹿児島県が市内に設置する健康増進施設

(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、市内で一般乗用旅客自動車運送事業を行う者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給を受けることができ、市と契約し登録された補装具の販売業者でかつ補聴器の取扱登録がある市内の販売業者

2 前項に規定する指定を受けようとする者は、鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定申請書（別記第3号様式。以下「指定申請書」という。）に別表に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の指定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者（以下「指定事業者」という。）として指定し、鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定証（別記第4号様式。以下「指定証」という。）を交付する。

4 指定事業者は、指定証を施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 指定事業者は、第2項の申請事項に変更があったときは、鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定申請事項変更届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（施術録）

第7条 はり・きゅう・あん摩マッサージの施術者（以下「施術者」という。）が、共通券の利用者に施術を行ったときは、施術の都度、はり・きゅう・あん摩マッサージ施術録（別記第6号様式。以下「施術録」という。）に記入し、事業年度の翌年の4月末日までにその写しを市長へ提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ前項の施術録を検査し、又は説明を求め、若しくは報告書を提出させることができる。

3 施術者は、施術録を事業年度の翌年から起算して3年間保存しなければならない。

（指定の辞退等）

第8条 指定事業者は、第6条の指定を辞退しようとするときは、その1か月前ま

でに鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定辞退届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、条例第7条の規定により、指定が取り消されたときは、直ちに指定証を市長に返却しなければならない。

（利用額の請求）

第9条 指定事業者は、鹿屋市高齢者福祉共通券請求書兼利用明細書（別記第8号様式）に受領した共通券を添えて、共通券が利用された日の属する月分を、翌月15日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、共通券が利用された日の属する月の翌月末日までに利用額を支払うものとする。

（利用額支払の停止）

第10条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者からの請求に対し支払を停止することができる。

- (1) 条例第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) その他市長が、指定事業者として不相当と認めたとき。

（雑則）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市高齢者等はり・きゅう施術料及び公衆浴場利用料の助成に関する条例施行規則（平成20年鹿屋市規則第5号）は廃止する。
- 3 この規則の施行の日の前日までに、鹿屋市高齢者等はり・きゅう施術料及び公衆浴場利用料の助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

事業名	添付するもの
はり・きゅう・あん摩マッサージ	<p>はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ師の免許証の写し</p> <p>施術所開設届済証明書の写し</p>
公衆浴場・温泉	<p>公衆浴場営業許可書の写し</p> <p>温泉法（昭和23年法律第105号）第15条第1項の規定により温泉を公共の浴用に供することについて知事の許可を受けた公衆浴場である場合は、同法に定める温泉の定義を証明できるものの写し</p>
健康増進施設	事業内容が分かる資料
一般乗用旅客自動車運送事業	事業許可証の写し
補聴器の販売業	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給に関する市との契約書の写し</p>

別記

第1号様式(第4条関係)

鹿屋市高齢者福祉共通券交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

次のとおり、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付を申請します。

利用者	(フリガナ) 氏 名		電話番号	
			生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	鹿屋市		
窓口 に 来 た 方	利用者本人が申請する場合は記入不要です。 代理人が申請する場合は以下を記入してください。 親族以外の申請には「委任状」が必要です。			
	(フリガナ) 氏 名		電話番号	
			生年月日	年 月 日 (歳)
	続 柄	(利用者からみた続柄を記載)		
	住 所			

バス乗車ICカードの助成を受ける方は、次の①②の記入をお願いします。

①購入・積み増し額	円 (カード預り保証金は除く。)		
② 振込口座 (本人名義) 通帳の写しを添付		銀行・信組 農協・信金 労金・漁協	本店・支店 支所 出張所
	普通 当座 その他 ()	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義		

共通券の利用者又は申請者の署名	
-----------------	--

第2号様式(第4条関係)

年度	鹿屋市高齢者福祉共通券		交付 番号	
	200円券		事業 番号	
有効 期間	年 月 日まで	氏名		
利用 日	年 月 日	区分		
鹿屋市長			印	
受領者				

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地

事業所名

代表者名

電話番号

鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定申請書

鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者としての指定を受けたいので、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指定を受けたいサービスと添付資料

指定を受けたいサービス (指定を受けたいサービスの左 欄に○印を記入してください)	申請書に添付する書類
はり	・はり師又はきゅう師の免許証の写し ・あん摩マッサージ師の免許証の写し ・施術所開設届済証明書の写し
きゅう	
あん摩マッサージ指圧	
温泉・公衆浴場	・公衆浴場営業許可書の写し ・温泉を公共の浴用に供することについて知事の許可を受けた公衆浴場である場合は、温泉法に定める温泉の定義を証明できるものの写し
健康増進施設	・事業内容が分かる資料
一般旅客自動車	・事業許可証の写し
補聴器	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給に関する市との契約書の写し

第4号様式(第6条関係)

鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定証

指定番号 第 号

共通券が利用できるサービス

所 在 地

事 業 所 名
(施設名)

代 表 者 名
(事業者名)

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例第6条及び鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、指定事業者指定します。

年 月 日

鹿屋市長 印

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

指定番号 第 号
所在地
事業所名
代表者名
電話番号

鹿屋市高齢者福祉共通券利用指定申請事項変更届

鹿屋市高齢者福祉共通券に係る利用指定申請事項に変更が生じたので、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。

変更の理由	
変更事項	

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

指定番号 第 号
所在地
事業所名
代表者名
電話番号

鹿屋市高齢者福祉共通券利用指定辞退届

鹿屋市高齢者福祉共通券に係る利用指定を辞退したいので、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

共通券が利用できるサービス	
辞退の理由	
辞退年月日	年 月 日

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地
事業所名
代表者名
電話番号

印

鹿屋市高齢者福祉共通券請求書兼利用明細書

請求金額 金 円

受領方法 1 口座振込 2 窓口受領

※番号に○印をつけてください。

請求明細書

サービス区分	利用枚数			年 月利用分
	前期	後期	合計	利用額 (利用枚数×200円)
はり			枚	円
きゅう			枚	円
あん摩マッサージ			枚	円
温泉・公衆浴場			枚	円
健康増進施設			枚	円
一般旅客自動車			枚	円
補聴器			枚	円
合計			枚	円

口座振込申請書

次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・出張所・代理店
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
フリガナ 口座名義	

